

◆訪問看護基本療養費利用料金表（医療保険）

基本療養費		基本料金（円）	管理療養費（円）	利用料金（円/回）	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
基本療養費（Ⅰ）（看護師）	初日（月の初日）	5550	7440	12990	1299	2598	3897
	3日目まで	5550	3000	8550	855	1710	2565
	4日目以降	6550	3000	9550	955	1910	2865
基本療養費（Ⅰ）（理学療法士等）	初日（月の初日）	5550	7440	12990	1299	2598	3897
		5550	3000	8550	855	1710	2565
基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者同日3人以上（看護師）※1	初日（月の初日）	2780	7440	10220	1022	2044	3066
	3日目まで	2780	3000	5780	578	1156	1734
	4日目以降	3280	3000	6280	628	1256	1884
基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者同日3人以上（理学療法士等）※1	初日（月の初日）	2780	7440	10220	1022	2044	3066
		2780	3000	5780	578	1156	1734
基本療養費（Ⅲ）※2		外泊時の訪問看護		8500	850	1700	2550

※1 同日2人以上の場合は、基本療養費（Ⅰ）と同じ金額となります

※2 対象者は、入院中に主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められている物に対して、入院中1回（ただし厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定となります

◆加算：訪問看護基本療養費加算表（医療保険） 1/2

基本療養費加算			利用料金（円/回）	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
難病等複数回訪問加算	同一建物内1人 または2人	1日2回訪問	4500	450	900	1350
	同一建物内3人 以上		4000	400	800	1200
	同一建物内1人 または2人	1日3回訪問	8000	800	1600	2400
	同一建物内3人 以上		7200	720	1440	2160
緊急訪問看護加算		1日につき1回	26500	2650	5300	7950
長時間訪問看護加算 ※3		週に1回、厚生労働大臣が定める者の場合は週3回	5200	520	1040	1560
乳幼児加算		6歳未満/1日につき	1500	150	300	450
夜間早朝訪問看護加算 ※4		夜間（午後6時から午後10時まで）	2100	210	420	630
		早朝（午前6時から午前8時まで）				
深夜訪問看護加算 ※5		深夜（午後10時から午前6時まで）	4200	420	840	1260

※3 訪問看護の時間が1時間半を超えた場合

※4 夜間または早朝にサービスの提供を行う場合

※5 深夜にサービスの提供を行う場合

◆加算：訪問看護基本療養費加算表（医療保険） 2/2

基本療養費加算			利用料金（円/回）	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
複数名訪問看護加算	同一建物内1人 または2人	他の看護師等（准看護師を除く）（厚生 労働大臣が定める場合）/週1回を限度	4500	450	900	1350
	同一建物内3人 以上		4000	400	800	1200
	同一建物内1人 または2人	看護補助者（厚生労働大臣が定める場合 を除く）/週に3回を限度	3000	300	600	900
	同一建物内3人 以上		2700	270	540	810
	同一建物内1人 または2人	看護補助者1日に1回訪問 （厚生労働大臣が定める場合）	3000	300	600	900
	同一建物内3人 以上		2700	270	540	810
	同一建物内1人 または2人	看護補助者1日に2回訪問 （厚生労働大臣が定める場合）	6000	600	1200	1800
	同一建物内3人 以上		5400	540	1080	1620
	同一建物内1人 または2人	看護補助者1日に3回以上訪問 （厚生労働大臣が定める場合）	10000	1000	2000	3000
	同一建物内3人 以上		9000	900	1800	2700
訪問看護感染症対策実施加算		基本療養費の算定30回につき1回	1500	150	300	450

◆加算：訪問看護（医療保険）管理療養費加算表

管理療養費加算		利用料金（円/回）	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
24時間対応体制加算 ※7	1月に月1回	6400	640	1280	1920
特別管理加算	特別管理加算（重症度等の高い利用者様）/1月につき1回	5000	500	1000	1500
	特別管理加算/1月につき1回	2500	250	500	750
退院時共同指導加算	退院・退所に月1回	8000	800	1600	2400
	厚生労働大臣が定める疾病等の者 退院・退所につき2回	16000	1600	3200	4800
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する者で特別管理加算の対象となる利用者様	2000	200	400	600
退院支援指導加算 ※8	退院時の次の訪問時に加算	6000	600	1200	1800
在宅患者連携指導加算	1月に月1回	3000	300	600	900
在宅患者緊急時カンファレンス加算	1月に月2回	2000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算	厚生労働大臣が定める者 /1月につき1回	2500	250	500	750
訪問看護情報提供療養費1 ※9	市町村等からの求めがあった場合 /1月につき1回	1500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2 ※9	義務教育諸学校からの求めがあった場合 /1月につき1回	1500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3 ※10	保険医療機関に対して情報を提供した場合 /1月につき1回	1500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1		25000	2500	5000	7500
訪問看護ターミナルケア療養費2	看取り介護加算等を算定している者	10000	1000	2000	3000

※7 利用者のご希望により契約された場合に加算されます

※8 退院日に訪問へ行った場合

※9 厚生労働大臣の定める疾病の利用者に対して指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合

※10 入院または入所する利用者について、指定訪問看護に係る情報を提供した場合

◆訪問看護利用（医療保険）特別加算の対象

特別管理加算(重症度等の高い利用者様)

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態(計画的な管理が必要なドレーンチューブを含む)

特別管理加算

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある患者
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある患者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

① NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度 ② DESIGN-R[®]分類(日本褥瘡学会によるもの) D3、D4 または D5 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者